

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

登米市長 熊谷 康 信

市町村名 (市町村コード)	登米市 (04212)
地域名 (地域内農業集落名)	中田 ((石)長根・白地・桑代・二ツ木・城内・新町・仲町・南町・新橋・蓬田・駒牽・茶畑・境 堀・細谷・表・本町畑中・野元・十文字・東・蓬原・町・神畑・館・森六荒谷・柴六・下道・ 並柳・長崎・大泉・本宮・八幡山・冠木・弥勒寺北・弥勒寺南・寺山・金谷・(上)長根・神 ノ木・要害・大柳・(上)新田・籠壇・川面・新小路・(浅)新田・小島・沼畑・長谷・舟場・ 巻・浅部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、北上川の豊富な水と豊かな土壌が広がる水田地帯で昔からの米どころ。県内一の生産量を誇るきゅうりなど園芸も盛んな地域である。後継者不在による離農が顕在化しているが出し手農家の意向に沿った受け手への農地継承が難しくなっている。受け手となる担い手の生産効率を上げることが先決であり、担い手同士の協議によって農地の集積集約化を図らなくてはならない。地区の農地範囲が広大であるため、拡大志向の担い手だけでは対応できないことから、新たな担い手や法人経営体の雇用就農者の確保・育成が急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

〈水稻〉環境保全米への作付け誘導やトレーサビリティの徹底を図り、多様化する消費者ニーズに応える良質米の生産を目指す。一方で備蓄米や飼料用米などの新規需要米との需給調整バランスをとりながら加工米の計画的な出荷体制の確立化を図る。
 〈麦〉全量民間流通に対応できる品質の向上を図るとともに作付けの団地化を促進していく。
 〈大豆〉機械作業体系の確立による生産コストの削減を図るとともに、より安定的な品質・収穫量を確保できるような技術の徹底を図る。
 〈園芸作物〉きゅうり、スプレーぎくなど施設栽培による集約的な園芸を主体に、転作田を活用したばれいしょなどの土地利用型露地野菜の固定団地化と省力機械体系を促進し、生産性と品質の確保に努めるとともに、消費者の安全・安心志向に対応した産地としての確立を目指す。
 〈計画的な農地集積集約とスマート農業の導入〉
 大小様々の担い手の意向を踏まえながら、JA担い手協議会等で農地の集積集約化に向けた協議を定期的に行い、適切に農地の受け手を選定する。農地の集約化を進めながら、スマート農業を取り入れ先進的かつ生産性の高い農業を実現する。
 〈雇用環境改善の推進〉
 中心的担い手が集まり、雇用環境改善の取り組み事例を共有したり、先進事例を学んだり雇用環境を良くする取り組みを進め、後継者や農業法人の従業員確保・育成につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

※下段()変更前

区域内の農用地等面積	3,497.93 (3,498.14) ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,497.93 (3,498.14) ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

以下の農地について、協議の場(令和7年7月9日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・中田町宝江新井田字弥平構17番2の一部 180㎡(区域からの除外)
- ・中田町浅水字窪田160番 639㎡(区域からの除外) ・中田町上沼字大柳47番3 1,189㎡(区域からの除外)
- ・中田町上沼字姥沼77番2 98㎡(区域からの除外) ・中田町上沼字新堀東3番2 967㎡(用途の変更)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画の目標地図を周知し、地域全体の理解増進を図り、農用地の集積、集約化を進める。また、地域計画に位置付けられていない農業者が現在耕作中の農地において更新を行う場合は、それを妨げることはない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
出し手の相談窓口を設け、農地を農地中間管理機構に貸付する検討を行う。農地中間管理機構は、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積・集約化を誘導する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
上沼桜場地区では、令和5年度から調査に着手しており、受益面積は、56haとなっている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関が連携し、事業継承や経営規模拡大のための法人化を目指す経営体や法人設立を目指す集落営農組織の法人化支援を行う。兼業農家や家族経営体等の多様な担い手の持続的経営を支援する。また、大規模経営を行う農業法人に対し、雇用確保および人材育成に関わる支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託は、年々需要増加が見込まれるため、集落ごとの作業受託事業者の一覧を公開し、情報の共有を図る。作業受託事業者に対しては、契約書の作成など事務的な支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤園芸作物
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①捕獲従事者の育成・確保を推進し、捕獲活動の一層の強化を図るとともに、農地への電気柵設置などの鳥獣被害防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め取り組む。

②本市の農業の持ち味である環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業をさらに推進し、環境に配慮した農産物の生産体制の強化を図る。土づくり等を通じて化学肥料、農薬に頼らない有機農業を推進し、栽培品目の拡大を目指す。

③高齢化や後継者不足による農業従事者の減少などの課題を解決するため、ICT・IoT技術を導入することにより、経営の効率化、軽労化や省力化に向けたスマート農業を推進する。

④〈畑地化〉水張りが困難な農地について、今後畑地化推進事業を活用し、畑地化への切替えについて検討を進めていくが、対象農地については団地化された農地であることが必要であるため、生産組合、担い手農家への集積化を進める。

④〈輸出〉米の需給環境の改善と新たな需要先の開拓としてJA等関係機関と連携し、積極的に普及推進を図る。

⑤園芸作物生産の省力・低コスト化を推進して生産を拡大するとともに、ブランド商品の開発などによる有利販売を推進する。また、気候の変動などを見越した品目・品種変更の検討資料となる情報の提供を行う。

⑦多面的機能支払交付金事業を推進し、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図る。また、多面的機能の一層の発揮を促進するため、多面的活動組織の拡大や広域化に向けた啓発に努める。

⑧水田作付けの農地流動化・作業受委託による担い手への利用集積に対応できるようカントリーエレベーターを核とした高性能大型機械施設の活用を一層推進し、生産の低コスト化および省人化・省力化を図る。また、今後の地域の農業を担う者と近隣住民との間でトラブルが起きないように施設・格納庫の場所などを考慮しながら農地の集約化を計画する。

⑨米の消費減退等による更なる生産調整規模の拡大が予想される中で、産地交付金を活用し集積化を推進するとともに水田の有効利用と耕畜連携の観点から、構成員以外の畜産農家との利用供給体制を推進し、収穫物の効果的利用と良質な粗飼料確保を目指す。